

令和5年度 第1回中央区成年後見制度利用促進審議会 会議記録

●日 時：令和5年5月30日（火）午後6時30分～7時30分

●場 所：中央区役所8階大会議室

●出席者：【委員】13名

委員長 宮崎 牧子（大正大学社会共生学部教授）
副委員長 相原 佳子（野田記念法律事務所）
竹見 敏彦（中央区医師会）
安藤 博規（東京弁護士会）
安井 正登（成年後見センター・リーガルサポート東京支部）
東 早苗（東京社会福祉士会）
前場 京子（中央区心身障害児者の進路と生活を考える会）
小笠原 宣夫（中央区民生・児童委員協議会）
保田 奈奈（日本橋おとしより相談センター）
鈴木 崇弘（基幹相談支援センター）
井上 一雄（中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部長）
田中 智彦（福祉保健部長）
北澤 千恵子（高齢者施策推進室長）

【事務局幹事】

植木 清美（福祉保健部管理課長）
石井 操（福祉保健部生活支援課長）
岡田 純（福祉保健部障害者福祉課長）
阿部 志穂（福祉保健部高齢者福祉課長）
河内 武志（福祉保健部介護保険課長）
武田 知子（福祉保健部健康推進課長）
山田 英子（中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」所長）
(敬称略：順不同)

●傍聴人：0名

●議事次第

1 開 会

2 委員の交代について

3 議 題

(1) 令和3・4年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題について

(2) 成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針骨子（案）について

4 閉 会

●配布資料

資料1 令和3・4年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題

資料2 成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針骨子（案）

資料2-2 計画に盛り込むべき施策の方向性 ※当日配布

- 資料 3 意見票 ※当日配布
- 参考資料 1 中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿
- 参考資料 2 中央区成年後見制度利用促進審議会座席表
- 参考資料 3 成年後見制度に関する本区の現状データ
- その他資料 令和 4 年度第 2 回中央区成年後見制度利用促進審議会会議記録 ※当日配布
- 令和 4 年度中央区成年後見制度利用促進事業報告（案） ※当日配布

次第	発言者	議事の状況又は発言内容
1 開会	委員長	開会のあいさつ
2 委員の交代について	委員長	委員の交代について報告を求める。
	管理課長	新任委員の紹介
	委員長	委員の出席状況について報告を求める。
	管理課長	委員の出席状況について報告
(会議の公開、傍聴、議事録の作成)	委員長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明を求める。
	管理課長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明
	委員長	傍聴希望の有無について報告を求める。
(配布資料の確認)	管理課長	傍聴希望なしの旨を報告 配布資料を確認
3 議題	委員長	議題(1) 令和3・4年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題について説明を求める。
(1) 令和3・4年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題について	管理課長	資料1について説明
	委員長	今の説明について質問、意見はあるか。
	委員	2点質問させていただく。1点目は5ページの今後の方向性に「地域連携ネットワークを構築していくため、引き続き、権利擁護支援推進協議会で関係機関等の連携の強化及び自発的に協力する体制づくり」とあるが、自発的に協力するのは、地域連携ネットワークに参加している構成員が自発的に協力するということか。誰が自発的に協力するのか教えていただきたい。 2点目は、法人後見について、6ページに「法人後見を今後利用したいとの回答が一定数あったが、連携している法人後見実施団体が限られている」とある。また、今後の方向性で「法人後見が実施可能な団体の調査を行い、法人後見のニーズに対応していく」とあるが、どのように法人後見に対応しているのか。今後の対応

	として、法人のバックアップなど、法人後見実施団体を増加させる施策を考えているのか。 社会福祉協議会が法人後見を実施するという方向性はあるのか。他区で関わっている障害者のケースで、社会福祉協議会に法人後見の相談をしたところ、業務が多忙のため対応できないと回答されたことがある。今後の方向性を教えていただきたい。
委員長	事務局、いかがか。
管理課長	1点目の5ページの今後の方向性の「自発的に協力する体制」については、チーム等が自発的に協力する形のことで、どのようにその体制を構築していくか権利擁護支援推進協議会で協議している。 2点目の法人後見については、現在、法人後見を希望する方から相談があった場合、「すてっぷ中央」から区外にある2つの法人を紹介している。区外で距離が離れていることなどもあるため、区内において法人後見実施団体がいないか、今後調査していきたい。 その中で、区としては一番信頼のおける社会福祉協議会にやっていただきたいが、先ほど委員の発言にあったように、多くの相談が来た場合に対応できるのか等も含めて検討していきたい。
委員	以前は社会福祉協議会でも法人後見をやっていたことがあり、現在も社会貢献型後見人の監督人という形で、広義では法人後見を実施している。社会福祉協議会としては、ニーズがあれば当然やらなければいけないし、社会福祉協議会は地域の社会資源として信用されていると思うので、社会福祉協議会が法人後見を実施すると看板を掲げれば、潜在的にニーズも掘り起こせると考える。 そのためにも、実際のニーズ調査では分からない実情を、レインボーハウス明石などの障害者施設や障害のある方の保護者などから話を聞き取るなど、しっかりとニーズ調査を行うとともに、区外の法人後見実施団体のご意見も聞きながら検討していきたい。 問題点として、担う職員にスキルが必要となるが、現在、社会貢献型後見人の監督人として支援している方は、施設に入所しており、比較的負担のかからない方であるが、法人後見となれば困難ケースも想定される。それを社会福祉協議会が担うこととなるので、法人後見を実施することになった場合には、人員配置や人材育成など、様々な課題を精査した上で、区と連携して受け入れ体

	制を整備していきたい。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	権利擁護支援推進協議会と権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会が設置・開催されているが、これらは、最近ではいつ開催されて、どういった方が出席されているのか教えていただきたい。
委員長	事務局、いかがか。
管理課長	お手元にある令和４年度中央区成年後見制度利用促進事業報告（案）の１７ページをご覧ください。権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会については、令和４年度は２回実施し、参加団体は弁護士会、リーガルサポート東京など、多くの方が出席している。こちらは実際に現場で関わっている方々の顔の見える関係づくりに向けて開催している。 また、権利擁護支援推進協議会の参加者については３０ページの委員名簿をご覧ください。本日開催している中央区成年後見制度利用促進審議会の出席者と重複している方もいる。権利擁護支援推進協議会の内容については１５、１６ページに載っているとおり、年３回実施している。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	目指す姿の書き方について、日本語的によく分からなかったのだが、誰もが〇〇することができますという表現は、誰視点で、誰に報告しているのか。目指す姿だとしたらできていることになるが、区としてこのような言い回しをするものなのか。
管理課長	中央区で計画を立てて、目指す姿や１０年後の姿というときには、このように〇〇ができますという形で記載することが多いので、同様の形で記載している。
委員	表現方法については理解した。 ９ページの相談窓口の一元化について、後見人等に選任された後に、区役所で行う被後見人宛ての書類の送付先の変更で、窓口を一元化すると書かれているが、区役所の中に後見人専用の窓口を設置し、そこで送付先の変更をすることを想定しているのか、

	または内部的に一元化することを想定しているのか。
管理課長	従来だと、送付先の変更届をそれぞれの所管課に提出してもらう必要があるが、今後は送付先の変更届の中で、変更を希望する変更先を選択してもらい、それぞれの所管課に写しを配付して、1枚の変更届で対応することは想定している。 詳細については、今後、検討を行っていく
委員	私も実際に後見人として、区役所で何枚も変更届を書いた経験があり、煩雑な気持ちを抱いていたので、一元化することは大いに賛成である。 各自治体で違うのかもしれないが、国民健康保険の送付先の変更に関して、世帯主を変更しないと、同一世帯の方が被後見人だった場合に、送付先の変更はできないと断られたことがあり、虐待案件だと、親子で虐待の加害者が世帯主の場合もあるため、困っている。 さらに、国民健康保険は、12月頃に、今年の医療費の明細が来ると思うが、国民健康保険を利用した明細に病院名も載るため、どこの病院に通っていたか分かってしまう。事情を説明しても、世帯主でないと難しいと断られたことがあり、複雑な気持ちになった。一般的には世帯主に関わらず変更を認めるものなのか。
管理課長	そこまで把握できていないが、送付先の一元化について課題等あれば教えていただき、うまく対応できる形にしたい。中央区の部分は確認して、後ほどお知らせする。
委員	実際に後見人として活動する立場からすると、各法令等で決められたことであれば難しいと思うが、運用レベルであれば改善していただきたい。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	中核機関の設置・運営とは具体的にどのような働きをしているのか伺いたい。
委員長	事務局、いかがか。

すてっぷ中央所長	中核機関の役割としては、成年後見制度の利用促進というのが主な業務となっている。成年後見制度の利用促進に向けて、広報活動や制度を利用する方への相談対応、権利擁護支援を必要とする方への総合的な支援などを行っている。「すてっぷ中央」と区が一体となって運営している。
委員	「すてっぷ中央」を中枢機関として、改めて位置づけたということか。
すてっぷ中央所長	令和３年度から「すてっぷ中央」を中核機関と位置づけたということである。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	先ほどの委員の質問に付け加えて、送付先の一元化について、介護保険関係の通知は送付先を変更すれば、後見人に送られてくるが、突発的に起きる給付金や選挙関係書類などは区外への配達が不可となっているので、区外の後見人のところには届かないことがある。検討中ということであれば、そういったことも考慮していただきたい。
管理課長	今回の非課税の世帯への給付金など、いろいろ突発的に起こるものに関して、どこまで対応できるのか考えながら検討していきたい。完全に対応できるかわからないが、困っている実情を教えてください、検討していきたい。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	４ページの負担軽減の充実について、障害者に関しては親と障害者である当事者の子供のお財布が一緒の家庭がほとんどだと思う。 障害者に成年後見制度を利用してもらうことはとても安心できるが、お財布は分けるなど、金銭面に関してハードルが高い。成年後見制度はとてもいい制度であるが、家族の理解を得て、親や兄弟とお金を切離すことが最大の課題になる。 中央区の場合はまだ金銭面について問題は少ない方だと思う。他区に行くと、もっと厳しい話がたくさんあるので、その辺を区や社会福祉協議会から少しずつアドバイスしていただきたい。

(2) 成年後見制度利用 促進計画に盛り込む べき施策の方針骨子 (案) について	委員長	そのほか、いかがか。 (意見なし)
	委員長	それでは次の議題に入る。
	委員長	議題(2) 成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針骨子(案) について説明を求める。
	管理課長	資料2、資料2-2について説明
	委員長	今の説明について、ご質問、ご意見はあるか。 (意見なし)
	委員長	それでは、最後に事務局から連絡事項等があればお願いしたい。
	管理課長	会議の時間内に発言できなかった意見については、資料3に記載の上、6月9日(金)までに事務局まで郵送、メール、ファクスなどで提出していただきたい。 その他資料の令和4年度中央区成年後見制度利用促進事業報告(案) について、令和5年3月13日に開催した中央区成年後見制度利用促進審議会で内容を説明したが、その時点では実績が確定していなかったため、令和5年3月末の実績に修正した。修正箇所が赤字となっているので、改めて内容を確認いただき、意見等があれば、資料3に記載の上、提出していただきたい。 なお、令和4年度中央区成年後見制度利用促進事業報告(案) の25ページの点検・評価欄は空欄となっており、前回の審議会ですでにいただいている意見と今回の意見票の内容を点検・評価欄に反映させ、委員長に確認いただき、確定した令和4年度中央区成年後見制度利用促進事業報告を皆様に送付する。 次の審議会については令和5年7月下旬を予定している。開催日の1か月ほど前に開催通知を送付する。
4 閉会	委員長	閉会の挨拶